

保護者・地域のみなさまへ

東京都教育委員会は

「学校における教員の働き方改革」を推進しています！

東京の教員の働き方の現状

- 平成29年6月に都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査において、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在することが明らかになりました。その後、働き方改革の取組の推進により一定の改善が見られるものの、未だ長時間労働の解消には至っていないのが現状です。

【週当たりの在校時間が60時間以上（過労死ライン相当）の教諭の割合】

（平成30年6月の週当たりの平均）

高等学校	特別支援学校
21.3%	5.8%

注1 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

注2 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は42時間30分（休憩時間含む。）

- 教員は日々、授業や授業準備だけでなく、いじめや不登校への対応、部活動指導など広範な役割を担っており、こうしたことが教員の長時間労働の要因と考えられます。

学校における働き方改革に向けた取組

- 都教育委員会は、教員の長時間労働を改善し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、取組を進めています。
- また、平成31年2月に「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表しました。今後も多様な取組により、学校における働き方改革の一層の推進を図っていきます。

主な取組

学校閉庁日や定時退庁日等の設定、適正な部活動の推進（休養日の設定など）、部活動指導員の配置拡充、教員OB等の活用 等

都教育委員会は、保護者のみなさまや地域の方々の理解も得ながら、働き方改革の取組を着実に推進していきます。

第五商業高等学校における取組について

都教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」における取組の一つとして行う「長期休業期間等に設定する学校閉庁日」について、本校では以下のとおり取り組むことといたしましたのでお知らせします。
保護者・地域のみなさま方の御理解・御協力をお願いします。

長期休業期間等に設定する学校閉庁日について

- ・ 都教育委員会では、教職員が休暇等を取得しやすい環境づくりを進めるため、長期休業期間等において、学校閉庁日を原則5日以上設定することとしています。
- ・ 学校閉庁日の期間中は、夏期講習や部活動、学校施設開放等の対外業務については、原則として実施しません。

本校における学校閉庁日の設定について

- ・ 令和元年10月1日(火)、12月26日(木)・27日(金)、令和2年1月6日(月)・7日(火)

保護者・卒業生・地域のみなさまへのお願い

- ・ 学校閉庁日では、経営企画室の窓口業務も行いません。
- ・ 卒業証明書等の発行業務につきましては、時間に余裕をもって、事前に学校へお問合せください。
- ・ 学校閉庁期間に、緊急の連絡が生じた場合は、学校が指定する専用の緊急連絡先に御連絡ください。

【問い合わせ】

- 学校閉庁日に関することについて
東京都教育庁総務部教育政策課企画担当 電話：03（5320）6713
ホームページ： <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>
- 学校に関することについて
都立第五商業高等学校 電話：042（572）0132
ホームページ： <http://www.daigoshogyo-h.metro.tokyo.jp/>